

がん予防研修会実施要領

(目的)

第1 長野県では年間 6,000 人以上ががんにより亡くなっており、がんは県内における死亡原因の第1位である。がんによる死亡を減らすためには、がんの予防及びがん検診の受診率向上が重要である。そこで、県民ががんに関する正しい知識を身につけ、予防方法や検診の必要性を理解するとともに、周囲にもその内容を広めていただくことを目的に、がん予防研修会（以下「研修会」という。）を実施する。

(研修対象)

第2 研修会は次の者を対象とする。

- (1) 保健補導員、食生活改善推進員等地域で健康づくり活動を推進している者
- (2) 民間企業
- (3) その他県民、団体

(研修内容)

第3 研修会は、次に掲げる内容を含む原則 60 分以上の説明とする。

- (1) 長野県のがんの現状について
- (2) がんの予防とがん検診について
- (3) がんの治療や緩和ケアについて
- (4) 長野県のがん対策について

2 前項の規定にかかわらず、研修内容は保健・疾病対策課長又は保健福祉事務所長が認める内容とすることができる。

3 研修内容は、受講者の依頼等に応じて適宜追加することができる。

(研修会の開催等)

第4 研修会の開催方法は次のとおりとする。

- (1) 保健福祉事務所及び保健・疾病対策課は、関係機関、団体等と連携して研修会を開催する。
- (2) 研修会の開催を希望する者は、研修会の実施を保健福祉事務所又は保健・疾病対策課に依頼する。

2 保健福祉事務所及び保健・疾病対策課は、あらゆる機会を通じて研修会の周知を図る。

(講師)

第5 研修会の講師は、保健福祉事務所職員、保健・疾病対策課職員又はがんの現状と予防に詳しい外部講師が担当する。

(実績報告)

第6 講師を派遣した保健福祉事務所又は保健・疾病対策課は、様式1による実績報告書を作成し、保健福祉事務所にあつては、保健・疾病対策課に提出するものとする。

(費用負担)

第7 講師の派遣、講師が使用する資料に係る経費は長野県が負担するものとし、その他の経費は研修会依頼者の負担とする。

(補足)

第8 この要領に定めるもののほか、研修会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月18日から施行する。

この要領は、平成26年4月8日から改正施行する。

この要領は、平成28年6月3日から改正施行する。